

第 3 章

取組方策を通じた横断的視点

3

取組方策を通じた横断的視点

府は、次の3つの横断的視点を持って、取組を進めていきます。

視点① 様々な連携

- ⊕ 水道事業が抱える課題に対応していく上では、「連携の視点」が欠かせません。府と受水市町の連携を、より深く、強固なものとしていくことを基本に、上下流域の上下水道事業者や技術の蓄積を有する大規模事業者・近隣用水供給事業者をはじめ、企業・大学・学識経験者などとの連携、さらに現役職員とOB職員との交流など、様々な連携を幅広く進めていきます。
- ⊕ とりわけ、有識者・民間セクターとの交流・連携促進に向けては、「水循環プラットフォーム」（資料2-5-②）を活用し、府内水道事業者等が適切な技術支援を受け、府内水循環施策の推進を図る仕組みを構築するなど、連携の輪を広げ、そのつながりを活かすよう進めていきます。

<取組例>

- ◆ 府営水道と受水市町との協働の拡大（着実な広域連携の推進）
- ◆ 京都市等大規模水道事業者等と連携した技術の研鑽・人材育成
- ◆ 有識者・民間セクターの参画を得た「水循環プラットフォーム」の活用
- ◆ 上下流域の上下水道事業者と連携した広域的な水安全の確保

視点② 上下水道を通じた水循環

- ⊕ 上下水道は、共に適切な水循環を支えるライフラインであり、水処理技術を活用して水質を良好に保ち、日々の生活の安全を支えることが求められています。技術面での共通要素もあり、事業を担う民間事業者は双方を併せ持つところも多く、また、災害時には水の流れ・循環を見通した対応が必要となります。水循環基本法（H26年7月施行）にも水循環の重要性が明示されており、流域圏での良好な水循環環境の確保・形成など、主体・分野を越えた広域的な対策が重要となっています。
- ⊕ ほとんどの市町村で上下水道部門は統合されており、京都府においても、平成20年度に組織再編し、上下水道を一体的に所管する部署を設けました。京都府の組織理念を具体化させ、上下水道が強力に連携し、人材育成・技術蓄積、危機管理対応及び環境・エネルギー対策など、前章に掲げた各般の課題に、総合力を発揮して取り組んでいきます。また、市町村に対しても、水循環マップなども示しながら、水循環の視点を活かせるよう働きかけていきます。

<取組例>

- ◆ 上下水道に共通するノウハウの共有、技術の開発・相互利用
- ◆ 大規模被災等の場合のチームプレー
- ◆ 水循環マップ等を利用した総合的な水循環施策の推進
- ◆ 上下流域の上下水道事業者と連携した広域的な水安全の確保（再掲）

視点③ 京都府の独自性

⊕ 山紫水明の地、京都は、地球環境問題への危機感が共有され、一定の国際的合意が得られた「COP3」が開催されるとともに、世界の水問題に警鐘を鳴らした「第3回世界水フォーラム」の開催地でもあることから、府営水道においてもこうした流れに呼応し、先導的な環境施策に取り組んできました。また、京阪神地域の中でも高度浄水処理をいち早く導入してきたこと、全国的にも例がない異なる水源から取水する3つの浄水場を結ぶ広域水運用など、積極的に取り組みを進めてきました。

⊕ 「京都にしかない」、「京都だからやってきた」、こうした京都府の強みを活かし、府営水道を担う職員一人ひとりが自負とこだわりを持ち、今後の府営水道の様々な取組・展開の中でも、十二分に活かすことを重要な視点として据えていきます。

<取組例>

- ◆ 有識者・民間セクターの参画を得た「水循環プラットフォーム」の活用(再掲)
- ◆ 先導的な環境対策等の情報発信、環境技術の積極導入
- ◆ IOTの活用による水道事業スマート化の研究
- ◆ 世界の水問題への貢献をめざした大学・企業・水辺環境を守るNPO等との連携
- ◆ 府営水道水ペットボトル等による3浄水場接続の取組等の情報発信

これら横断的視点を持った府の取組は、「府南部10市町に関わる府営水道」という枠を超え、より広く府内へ、そして琵琶湖淀川水系へとその範囲を広げ、また、波及効果を生むことが期待されます。府域全体の水道事業の将来展望を示す「京都水道グランドデザイン(仮称)」(H30策定予定)とも連携を図り、様々な可能性を模索し、視野を広げた取組を進めていきます。(資料3-①)

[資料3-① 横断的視点を持った取組による広がり]



第4章

ビジョンの推進等

4-1

ビジョンの進捗管理

本ビジョンを着実に推進していくため、次のような進捗管理を定期的に行い、また、その状況をホームページに掲出するなど情報を公開しながら、進捗状況の把握・確認、そして必要な見直しを行うこととします。

(1) 数値目標の設定・進捗状況の把握

- ⊕ 目標指標・管理指標を設定し、原則、毎年度その状況をとりとまとめ、進捗状況や経年的変化の動向を確認し、公表します。(資料4-①, 資料編 4-1関連資料)

(2) 府民意識調査の実施

- ⊕ 府営水道を供給している受水市町の府民意識を定期的(2年に1回程度)にリサーチし、その結果を府営水道の取組に反映します。
- ⊕ 受水市町に協力を求め、府営水道に対する苦情や住民意見を把握します。

(3) 受水市町との連携・情報共有

- ⊕ (1)(2)を含め、府営水道に関わる様々な情報を受水市町と確実に共有するため、定期的な会議はもとより、メール等を活用し、速やかな情報提供等を行い、情報共有に努めます。
- ⊕ こうした取組について、受水市町にも理解をいただき、府と受水市町が信頼関係を構築して一層力を合わせていけるようにします。

(4) 状況変化への柔軟な対応

- ⊕ 水道事業を取り巻く情勢は厳しく、かつ、流動的であり、今後水需要が大きく変化したり、水道経営を担う枠組み等が大きく変化していくこともあり得ます。
- ⊕ 本ビジョンは、概ね平成34年度までの府営水道の取組の方向性を示すものですが、取組等を固定化するものではなく、情勢の変化に柔軟に対応していくこととします。
- ⊕ とりわけ、料金改定時期においては、前提となる水需要予測等の状況に変化が生じていないか等を確認のうえ、十分な検討を行います。

[資料4-① 目標指標]

| 目標指標 | 算定式 | 23年度 (実績) | 28年度 (実績) | 策定時 目標値 | 目標値 34年度 | 関連 箇所 |
|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------|---------------------------|--|------------------------|----------|
| | | | | 29年度 | | |
| <安心・安全な給水体制の確保> | | | | | | |
| ① 施設の老朽化対策・耐震化 | | | | | | |
| 浄水施設耐震率 | (耐震対策の施されている浄水施設能力/全浄水施設能力)×100 | 72.3% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | P17 |
| 管路の耐震化率 ^{※1} (送水管) | (耐震管延長/送水管路総延長)×100 | 39.0% | 40.3% | 41.0% | 54.3% | P19 |
| ② 水質管理の強化 | | | | | | |
| モニタリング充実にに向けたセンサー等の導入 | 原水モニタリングのための整備機器数 | — | 油臭センサー 放射能測定器 <各1台> | 油臭センサー 放射能測定器 <各1台以上> | 水質状況等を踏まえた拡充の検討 | P23 |
| 水安全計画の運用 | 改善方策の具体化項目数 | — | 策定 | 改訂 (検証・レビュー) | 改訂 (検証・レビュー) | P23 |
| 上下流の事業者及び関係機関との連携 | 水質管理で連携した上下流事業者・関係機関数 | 水濁協 ^{※2} 等による連携 | 20団体 | 〔連携内容を明らかにした他の水道事業体等との連携〕 15団体 | 20団体 | P23 |
| 有識者等の専門アドバイザーの設置 | 有識者等の専門アドバイザーの人数 | — | 5人 | 3人 | 5人 | P23 |
| 市町への供給水(分水点)の水質基準不適合率 | (水質基準不適合回数/全検査回数)×100 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | P23 |
| ③ 危機管理体制の充実 | | | | | | |
| 事故発生時の府・受水市町対応ルール化の促進 | 府・受水市町が連携した対応ルールの項目数 | 危機管理対策要領による府の対応を明定 | 非常時の水運用に係る対応ルールの充実 | 府・受水市町が連携した対応ルールを明定(複数項目以上) | 明定ルールの充実 (項目の上積み) | P31 |
| 危機管理対応に係る現場対応職員の充実 | 現場対応職員数 | 府営水道事務所職員により対応(約40人) | 本庁・府営水道事務所職員により対応(約40人) | 本庁・OB職員を含めた人員確保(約60人) | 更なる増員を含めた応援体制の拡充(約80人) | P31 |
| 緊急用の備蓄資材等の充実と共同化 | 緊急用の備蓄資材等の数 | 口径別に直管等を備蓄 | カバージョイント12個 | 〔口径別に漏水復旧資材(カバージョイント)等の備蓄資材の拡充・受水市町との共同化〕 10個 | 20個 | P31 |
| ④ 人材育成・技術継承 | | | | | | |
| 一人あたり研修時間 | (職員が研修を受けた時間×人数)/全職員数 | 25.0時間 | 21.0時間 | 27.0時間 | 28.9時間 | P34 |
| うち外部研修時間 | (職員が外部研修を受けた時間×人数)/全職員数 | 17.3時間 | 16.0時間 | 18.3時間 | 19.3時間 | P34 |
| 職員資格取得度 | 職員が取得している法定資格数/全職員数 | 1.8件/人 | 1.4件/人 | 2.59件/人 | 3.37件/人 | P34 |
| 施設見学・出前語らい等での説明機会 | 施設見学、出前語らい実施件数 | 40件 | 35件 | 50件 | 60件 | P34 |
| 施設見学会説明者養成 | 施設見学会説明者数/技術職員数×100 | 55.0% | 68.6% | 65.0% | 85.0% | P34 |
| 研究発表会発表 | 研究会発表件数 | 0件 | 1件 | 1件 | 2件 | P34 |

| 目標指標 | 算定式 | 23年度 (実績) | 28年度 (実績) | 策定時 目標値 | 目標値 | 関連 箇所 |
|---|--|--------------|-----------------------|----------------|-----------|----------|
| | | | | 29年度 | | |
| ⑤ 環境対策の推進 | | | | | | |
| 浄水発生土のリサイクルの促進 (グラウンド用材等への利用率) | (グラウンド用材等利用土量 / 浄水発生土量) × 100 | 52.9% | 62.1% | 100.0% | 100.0% | P35 |
| 電力逼迫時におけるピークシフト対策の推進(夏期) [H22年度比、日水量同一ベース] | ピークシフト時間帯の電力使用量の削減量/H22ピークシフト時間帯の電力使用量 | 16% | 2.2% (大規模工事の影響による) | 18% | 20% | P35 |
| 府営水道の再生可能エネルギー利用の充実・情報発信 (認知度の調査) | (府営水道の再生可能エネルギーの取組を知っている住民/府営水道を知っている住民) × 100 | — | 26.5% | 50% | 50% | P35 |
| 常時使用する照明器具等のLED化 | LED蛍光灯数/常時使用する蛍光灯数 | 122本/306本 | 122本/306本 | 306本/306本 | 306本/306本 | P35 |
| <経営改善に向けた取組> | | | | 経営レポート策定時※3目標値 | 31年度目標値 | |
| 繰越欠損金残高 | 決算値 | 1.8億円 | 9.5億円 | 8.9億円 | 7億円 | P38 |
| 有利子負債残高 | 決算値 | 378億円 | 303億円 | 313億円 | 300億円 | P38 |
| 資金残高 | 決算値 | 39.4億円 | 24.0億円 | 23.5億円 | 15.0億円 | P38 |
| <水循環プラットフォーム> | | | | | | |
| 京都・水循環人材バンク登録者数 | 登録者数 | — | 19人・団体 | 100人・団体 | 25人・団体 | P62 |
| <府民満足度の向上> | | | | | | |
| 住民満足度 | (満足している住民/府営水道を知っている住民) × 100 | — | 63.0% | — | 65.0% | P65 |
| 水道事業に係る独立採算制への理解 | (水道事業の独立採算制を知っている住民/回答数) × 100 | 30.3% | 35.3% | 40.0% | 40.0% | P65 |
| 苦情件数 | 府営水道への苦情件数 | — | 0件 | 0件 | 0件 | P65 |
| 水道水に対する安心度 | (水道水に対して安心である住民/回答数) × 100 | 66.8% | 72.1% | 75.0% | 75.0% | P65 |
| 広域水運用に係る住民理解 | (府営水道の広域水運用を知っている住民/回答数) × 100 | — | 34.2% | 40.0% | 40.0% | P65 |

※1 更新済み区間の既設管を廃止した場合の指標

※2 淀川水質汚濁防止連絡協議会

※3 経営レポート策定時 (H28.3)

4-2

未来を見据えて

少子高齢化が進み、日本社会が人口減少という局面に入ってきている中、様々な分野で行政の行う施策はもとより、行政のあり方の抜本的な見直しが求められています。

水道事業においては、将来にわたって安定的にサービスを確保していくために、現在の経営形態のあり方自体を見直し、広域化や更なる民間活用といった抜本的な改革を検討する時期に来ていると言われているところです。

こうした時代を見据えて、府営水道においてはビジョン前期(H25~29)の取組を着実に進めてきました。ビジョン後期(H30~34)においては、経営審議会答申でも示されたように、府営水道設立の趣旨に立ち返り、府営水道と受水市町が共に連携、協力して持続可能な水道事業を目指して取り組んでいかなければなりません。

【経営審議会答申】

- ⊕ 府営水道設立の趣旨に立ち返り、共同化や広域化など課題の解決に向けた具体策の議論を、府営水道と受水市町による検討の場を設け、共に連携、協力して進めていくなど、関係者が積極的な意識・姿勢をもって取組を進めていくことが必要である。

今回のビジョン改訂では、コストとリスクマネジメントのバランスが取れた府営水と受水市町全体での適正な施設規模を検討していくこと、経営基盤を強化していくこと、こういった取組を効果的に進めるため受水市町とより緊密に連携していくことなどを新たに盛り込みました。

また、検討部会からは「水道事業としての課題を全体で解決するためには、府営水道という共通の財産を有する府と受水市町が、一体的に取り組んでいくのが最も合理的である」との意見を頂戴したところです。

本府としましても、将来にわたり持続可能な水道事業を目指し、府営水道の進むべき方向性を早期に決定していく時期に来ていると認識しています。

ビジョンに掲げた取組を速やかに進めるとともに、府と受水市町で具体的な数値を用いて事業運営の「見える化」に努め、府営水道及び受水市町全体を俯瞰して府営水道の役割を明確にし、受水市町との今後のあり方を整理していきます。

また、こうした取組を通して、府営水道のみならず、受水市町と共に、安心・安全な水を安定的に供給し続けられる水道事業を目指していきます。